

総合型クラブ ヴィガ 規程

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、総合型クラブヴィガ（以下「クラブ」という）と称する。

第2章 理念及び活動内容

(理念)

第2条 クラブの理念は、次のとおりとする。

いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツや文化を楽しめる交流の場を提供し、笑顔で元気な地域を目指す。

(活動内容)

第3条 教室やイベントの種目、参加対象者は、運営委員会において検討し、決定する。

第3章 クラブ会員

(入会資格)

第4条 クラブに入会しようとする者は、クラブの目的に賛同し、クラブが定める規程を遵守する者であることとする。

(入会及び退会)

第5条 クラブは所定の手続きを経て入会するものとする。ただし、クラブ会員が諸規定に反したり、不適切な活動を行った場合、さらには会費を滞納した場合、退会させることができる。この場合、既納の会費等は返金しないものとする。また、クラブの秩序をみだす恐れがあると認められる場合は、入会を断ることができるものとする。

(会費)

第6条 会費は年会費とし、金額及び納入方法については別に定める。

- 2 年会費とは別に、事業（教室等）に応じて別途参加費を徴収することができる。
- 3 クラブの活動に賛同し、支援を目的とした協賛金を受け取ることができる。

(会費の不返還)

第7条 既に納入した会費等は返還しないものとする。ただし、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。

第4章 専門委員会

(運営委員会)

第8条 クラブの専門委員会を運営委員会と称する。

第9条 運営委員会は、運営委員及びクラブマネージャーをもって構成する。

- 2 運営委員は10名以内とする。
- 3 運営委員は、クラブ会員及び有識者から選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 4 運営委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。なお、欠員補充による役員の場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 運営委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

第10条 運営委員会は、委員長が招集し次の事項を協議し決定する。

- (1) 事業実施についての具体的諸事項に関すること。
- (2) クラブの運営上、緊急に議決する必要がある事項に関すること。
- (3) 前各号のほか、理事長が必要と認める事項に関すること。

2 議長は、委員長が務める。

3 運営委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 事故の責任

(事故の責任)

第11条 クラブ会員は、クラブの活動に際しては、クラブの諸規定及び施設管理者並びに実技指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。これに違反して、盗難、傷害等の事故が起きてもクラブ及び指導者に一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第12条 クラブは、教室等の運営に際しスポーツ傷害保険に加入するものとする。クラブは、活動中の事故に対してスポーツ傷害保険の補償範囲で対応するものとする。ただし、未加入者の活動中の事故については、本クラブは一切の責任を負わない。

第6章 個人情報の保護

(守秘義務)

第13条 クラブ会員及び役職員は、クラブの活動を通して知りえた個人情報の扱いには十分配慮し、守秘を厳守するものとする。

第7章 その他

第14条 運営委員を一般社団法人五泉市スポーツ協会定款第5条の会員とする。

第15条 この規程にない事項はすべて一般社団法人五泉市スポーツ協会定款によるものとする。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。